

平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社遠藤製作所 (JASDAQ・コード番号: 7841) 代 表 者 代表取締役社長 小林 健治 問合せ先 役職・氏名 常務取締役 牛坊 芳明 電話番号 0256-63-6111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年6月28日開催予定の第56回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備え、事業目的の追加を行うものであります。 (変更案第2条第9号)
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり 所要の変更を行うものであります。
 - ①単元未満株式の権利を明確化するものであります。 (変更案第10条)
 - ②株主総会において充実した情報の開示を行うことができるようにするものであります。 (変更案第19条)
 - ③取締役会をより機動的に運営するため取締役会の書面決議を可能とするものであります。 (変更案第24条第2項)
 - ④定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
 - ⑤旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
 - ⑥上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日平成 18 年 6 月 28 日 (水)定款変更の効力発生日平成 18 年 6 月 28 日 (水)

以上

(変更箇所は下線部分であります。)

現行定款	(変更箇所はト線部分であります。) 変 更 案			
第1章 総則 【名 称】	第1章 総則			
【名 你】 第1条 当会社は、株式会社遠藤製作所と称し、英	【間 写】 第1条 (現行どおり)			
文では、ENDO MANUFACTURING CO., LTD.	新1末 (死目と439)			
と表示する。				
【目的】	【目的】			
第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とす	第2条 (現行どおり)			
る。				
1. ゴルフクラブの製造および販売	1. (現行どおり)			
2. ゴルフボール、キャディバッグ等のゴルフ	2. (現行どおり)			
用品の販売 3.ステンレス製業務用ならびに家庭用調理器	3. (現行どおり)			
具の製造および販売	0. (Sulfic 40))			
4.ステンレス線材製収納器具の製造および販	4. (現行どおり)			
売				
5. 給排気設備等のステンレス製建築部品の製	5. (現行どおり)			
造および販売				
6.ステンレス製薄肉精密パイプの製造および	6. (現行どおり)			
販売				
7. 自動二輪および自動車の鍛造部品ならびに	7. (現行どおり)			
鍛造付属品の製造および販売				
8.金属プレスおよび鍛造機械用金型の開発、	8. (現行どおり)			
設計、製作および販売				
(新設)	9.各種金属材を使用した骨接合用インプラン			
	<u>ト等の製造および販売</u>			
9. 前各号に掲げる製品および部品等の輸出入	<u>10</u> . (現行どおり)			
に関する事業	(
<u>10</u> . 不動産の賃貸	<u>11</u> . (現行どおり)			
11. 経営上必要と認める会社への融資、投資および債務保証	<u>12</u> . (現行どおり)			
<u>12</u> . 前各号に付帯関連する一切の事業	<u>13</u> . (現行どおり)			
【本店所在地】	【本店所在地】			
第3条 当会社は、本店を新潟県燕市に置く。	第3条 (現行どおり)			
(新設)	【機関】			
	第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、			
	次の機関を置く。			
	1. 取締役会 2. 監査役			
	2. 監査区 3. 監査役会			
	4. 会計監査人			
【公告 <u>の</u> 方法】	【公告方法】			
第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載す	第 <u>5</u> 条 (現行どおり)			
る。				
第2章 株式	第2章 株式			
【会社が発行する株式の総数】 第 <u>5</u> 条 当会社の発行する株式の総数は、2,980万	【発行可能株式総数】 第 <u>6</u> 条 当会社の <u>発行可能株式総数</u> は、2,980万株			
(R) 3 年 日	<u>第 0</u> 米 当 五 社 の <u>光 11 可 能 休 氏 総 数</u> は、 2,900 万 休 と す る。			
(新設)				
	第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。			
【取締役会決議による自己株式の買受け】	【自己の株式の取得】			
第6条 当会社は、商法第211条/3第1項第2号	第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定によ			
の規定により取締役会の決議をもって自	り、取締役会の決議 <u>によって</u> 自己 <u>の</u> 株式を			
己株式を <u>買受ける</u> ことができる。	<u>取得する</u> ことができる。			

現 行 定 款

【単元株式数および単元未満株券の不発行】

第9条 ①当会社の単元株式数は、1,000株とする。

②当会社は、第7条の規定にかかわらず

単元株式数に満たない数の株式(以下「単

元未満株式」という。)に係る株券を発行

しない。ただし、株式取扱規程に定めると

【1単元の株式数および単元未満株券の不発行】 第<u>7</u>条 ①当会社の<u>1単元の株式数</u>は1,000株とす る。

> ②当会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に 係わる株券を発行しない。ただし、株式取 扱規程に定めるところについてはこの限 りでない。

(新設)

ころについてはこの限りでない。 【単元未満株式についての権利】

- 第10条 当会社の単元未満株式を有する株主(実 質株主を含む。以下同じ。)は、その有す る単元未満株式について、次に掲げる権利 以外の権利を行使することができない。
 - 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 2. 会社法第166条第1項の規定による請求を する権利
 - 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の 割当ておよび募集新株予約権の割当てを 受ける権利
 - 4. 次条に定める請求をする権利

【単元未満株式の買増し】

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主(<u>実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数</u>となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

【基準日】

第<u>9</u>条 ①当会社は、毎年3月31日の最終の株主名 簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に 記載または記録された議決権を有する株 主をもって、その決算期に関する定時株主 総会において議決権を行使すべき株主と する。

②前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

【名義書換代理人】

第<u>10</u>条 ①当会社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を 置く

> ②名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ③当会社の株主名簿および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよび買増し、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。

【単元未満株式の買増し】

第<u>11</u>条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その<u>有する</u>単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数</u>となる数の株式を売り渡す<u>こと</u>を請求することができる。

(削除)

(削除)

(削除)

【株主名簿管理人】

第12条 ①当会社は、株主名簿管理人を置く。

②<u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定める</u>。

③当会社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

見 行 定 款

更 第

【株式取扱規程】

第11条 当会社の発行する株式の種類、株式の名義 書換、質権の登録および信託財産の表示ま たはこれらの抹消、株券の不所持、株券の 再発行、株券喪失登録の手続、単元未満株 式の買取りおよび買増し、届出の受理その 他株式に関する取扱ならびに手数料は、取 締役会の決議により 定める株式取扱規程 による。

第3章 株主総会

【株主総会の招集】

第<u>12</u>条 ①当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期</u>の翌 日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会 は必要のある場合に随時招集する。

> ②株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社 長がこれを招集する。

> ③株主総会の議長は取締役社長とする。取締役社長に差し支えがある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(新設)

【決議の方法】

第<u>13</u>条 ①株主総会の決議は、法令または定款に別 段の定めがある場合を除き、出席した<u>株主</u> が有する議決権の過半数をもってこれを 行う。

> ②<u>商法第343条</u>に定める特別決議は、<u>総株</u> 主の議決権の3分の1以上を有する株主 が出席し、その議決権の3分の2以上<u>で</u>行 う。

【議決権の代理行使】

第<u>14</u>条 ①株主は、当会社の議決権を有する他の株 主を代理人として、<u>株主総会において</u>その 議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

【議事録】

第<u>15</u>条 株主総会の<u>議事は、その経過の要領および</u> 結果を議事録に記載し、議長および出席し た取締役がこれに記名押印し、当会社に保 存する。

(新設)

【株式取扱規程】

第<u>13</u>条 当会社の株式に関する取扱い<u>および</u>手数 料は、法令または本定款のほか、取締役会 において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

【株主総会の招集】

第<u>14</u>条 ①当会社の定時株主総会は、<u>事業年度末日</u> の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主 総会は必要のある場合に随時招集する。

(現行どおり)

(現行どおり)

【定時株主総会の基準日】

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日 は、毎年3月31日とする。

【決議の方法】

第<u>16</u>条 ①株主総会の決議は、法令または<u>本</u>定款に 別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議</u> 決権を行使することができる株主の議決 権の過半数をもって行う。

> ②会社法第309条第2項に定める決議は、議 決権を行使することができる株主の議決 権の3分の1以上を有する株主が出席し、そ の議決権の3分の2以上をもって行う。

【議決権の代理行使】

第<u>17</u>条 ①株主は、当会社の議決権を有する他の株 主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使 することができる。

(現行どおり)

【議事録】

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

【株主総会参考書類等のインターネット開示とみ なし提供】

第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類、事業報告、計算書類および 連結計算書類に記載または表示をすべき 事項に係る情報を、法務省令に定めるとこ ろに従いインターネットを利用する方法 で開示することにより、株主に対して提供 したものとみなすことができる。 現 行 定 款

第4章 取締役および取締役会

【定 員】

第16条 当会社の取締役は10名以内とする。

【選 任】

第<u>17</u>条 ①取締役は、株主総会においてこれを選任 する。

> ②取締役の選任決議は、<u>総株主の</u>議決権の 3分の1以上を有する株主が出席<u>する株</u> 主総会において、その議決権の過半数をも って<u>これを</u>行う。

> ③取締役の選任については、累積投票によ らないものとする。

【任 期】

第<u>18</u>条 ①取締役の任期は、<u>就任</u>後2年<u>内の最終の</u> <u>決算期</u>に関する定時株主総会終結の時ま でとする。

②増員<u>として選任された取締役</u>または<u>任期の満了前に退任した</u>補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の</u>在任取締役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。

【取締役会の招集】

第<u>19</u>条 ①取締役会は、取締役会長がこれを招集するものとし、その通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

③取締役会の議長は取締役会長とする。取締役会長に差し支えがある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

④取締役会は、法令で定める事項のほか、 当会社の重要な業務執行を決定する。

【取締役会の決議方法】

第<u>20</u>条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席 し<u>その</u>取締役の過半数をもってこれを行 う。

(新設)

【代表取締役および役付取締役】

第<u>21</u>条 ①<u>代表取締役は、</u>取締役会<u>の</u>決議に<u>より選任</u>する。

②取締役会<u>の</u>決議に<u>より</u>、取締役会長、取 締役社長各1名、取締役副社長、専務取締 役、常務取締役各若干名を定めることがで きる。

【取締役会規程】

第<u>22</u>条 取締役会に関する事項については、法令<u>お</u> よび定款に定めるもののほか、取締役会に おいて定める取締役会規程による。 第4章 取締役および取締役会

【員数】

第20条 (現行どおり)

【選任方法】

第21条 (現行どおり)

②取締役の選任決議は、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議決権の過 半数をもって行う。

(現行どおり)

【任期】

第22条 ①取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。 ②増員または補欠として選任された取締

②増員または補欠として選任された取締 役の任期は、在任取締役の任期の満了<u>する</u> 時までとする。

【取締役会の招集】

第23条 ①取締役会は、取締役会長がこれを招集するものとし、その通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前<u>まで</u>に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(現行どおり)

(現行どおり)

【取締役会の決議方法】

第24条 ①取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。 ②当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

【代表取締役および役付取締役】

第<u>25</u>条 ①取締役会<u>は、その</u>決議に<u>よって代表取締</u> 役を選定する。

> ②取締役会<u>は、その</u>決議に<u>よって</u>、取締役 会長、取締役社長各1名、取締役副社長、 専務取締役、常務取締役各若干名を定める ことができる。

【取締役会規程】

第<u>26</u>条 取締役会に関する事項については、法令<u>ま</u> たは定款に定めるもののほか、取締役会に おいて定める取締役会規程による。 現 行 定 款

変 更 案

【報酬】

第<u>23</u>条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議に<u>より</u>定める。

第5章 監査役および監査役会

【<u>定 員</u>】

第24条 当会社の監査役は4名以内とする。

【選 任】

第25条 ①監査役は、株主総会においてこれを選任する。

②監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席<u>する株</u> 主総会において、その議決権の過半数をも って<u>これを</u>行う。

【任期】

第<u>26</u>条 ①監査役の任期は、<u>就任</u>後4年<u>内の最終の</u> <u>決算期</u>に関する定時株主総会終結の時ま でとする。

> ②補欠として選任された監査役の任期 は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき</u>時 までとする。

【常勤の監査役】

第<u>27</u>条 <u>監査役</u>はその<u>互選</u>に<u>より</u>常勤監査役を<u>定</u> める。

【監査役会の招集】

第<u>28</u>条 ①監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときはこの期間 を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の 手続を経ないで監査役会を<u>開く</u>ことがで きる。

【監査役会の決議方法】

第<u>29</u>条 監査役会の決議は、法令<u>で</u>別段の定め<u>の</u>ある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これを</u>行う。

【監査役会規程】

第<u>30</u>条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

【報酬】

第<u>31</u>条 監査役の報酬<u>および退職慰労金</u>は、株主総会の決議により定める。

(新設)

(新設)

(新設)

【報酬等】

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 第5章 監査役および監査役会

【<u>員</u>数】

第28条 (現行どおり)

【選任方法】

第29条 (現行どおり)

②監査役の選任決議は、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議決権の過 半数をもって行う。

【任 期】

第30条 ①監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。

> ②任期の満了前に退任した監査役の補欠 として選任された監査役の任期は、退任し た監査役の任期の満了する時までとする。

【常勤の監査役】

第<u>31</u>条 <u>監査役会</u>は、その<u>決議</u>によって常勤の監査 役を<u>選定する</u>。

【監査役会の招集通知】

第32条 ①監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前<u>まで</u>に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の 手続を経ないで監査役会を<u>開催する</u>こと ができる。

【監査役会の決議方法】

第<u>33</u>条 監査役会の決議は、法令<u>に</u>別段の定め<u>が</u>ある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

【監査役会規程】

第34条 (現行どおり)

【報酬等】

第<u>35</u>条 監査役の報酬<u>等</u>は、株主総会の決議に<u>よっ</u> て定める。

第6章 会計監査人

【選任方法】

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

【任期】

第37条 ①会計監査人の任期は、選任後1年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとする。

	現行	定	款		変	更	案	
							において別段の決	
				議がなされないときは、当該定時株主総会				
				において再任されたものとする。				
第 <u>6</u> 章 計算				第 <u>7</u> 章 計算				
【営業年度】				【 <u>事業</u> 年度】				
第 <u>32</u> 条	当会社の <u>営</u>	<u>業</u> 年度は、毎年4	4月1日から翌	第 <u>38</u> 条	当会社の事	「 <u>業</u> 年度は、毎	毎年4月1日から翌	
	年3月31日	までとし、営業年	F度 <u>の</u> 末日を決		年3月31日	まで <u>の1年と</u>	<u>:</u> する。	
	算期とする。	o						
【 <u>配当金</u> 】			【剰余金の配当の基準日】					
第 <u>33</u> 条	利益配当金	は、毎決算期現在	生の最終の株主	第 <u>39</u> 条	①当会社の	期末配当の	基準日は、毎年3月	
	名簿に記載	または記録され	ルた株主または		31日とする	0		
	登録質権者	<u>に支払う。</u>						
	(新設)				②前項のほ	か、基準日を	定めて剰余金の配	
					当をするこ	.とができる。	<u> </u>	
【中間酉	己当】			【中間配当】				
第 <u>34</u> 条	当会社は、国	取締役会の決議	に <u>より</u> 、毎年9	第 <u>40</u> 条	当会社は、	取締役会の沿	央議に <u>よって</u> 、毎年	
	月30日の最	終の株主名簿に	<u>に記載または記</u>		9月30日を	:基準日とし	<u>て</u> 中間配当を <u>する</u>	
		主または登録質			ことができ	る。		
	間配当を <u>行</u>	<u>う</u> ことができる	0					
【配当金	金の除斥期間]		【配当の除斥期間】				
第 <u>35</u> 条	①利益配当	金および中間画	2当金について	第 <u>41</u> 条	配当財産が	金銭である	場合は、支払開始の	
		<u>×支払を</u> 開始 <u>した</u>	 '		日から満3	年を経過し	て <u>も</u> なお受領され	
		なお受領されな	·			、、当会社はそ	の支払義務を免れ	
	社はその支	払義務を免れる	0		る。			
	0	益配当金および	が中間配当金に		(削除)			
	対しては利	息をつけない。						
<付 貝	1]>							
本定款の変更は、平成 <u>16年6月29日</u> より実施す				(削除)				
ス				1				